

第9 いわゆる骨太方針2018（閣議決定）に基づく民事司法制度改革に関する府省庁連絡会議の設置

1 経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）2018での「民事司法制度改革を政府を挙げて推進する」旨の決議

いわゆる骨太の方針2018では次のとおり民事司法制度改革について閣議決定している。

「あわせて、司法制度改革推進法の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法制度改革を政府を挙げて推進するほか、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の解消に向けた取組、若年層の抱える問題を中心とした人権擁護活動、人権侵害の実態を踏まえた適切な啓発活動、高齢運転者対策などの交通安全対策を進める」（同方針45頁）

ここで注目すべきは、まず、民事司法制度改革を、司法制度改革推進法の理念に則って行うこととしたことである。同法は2001（平成13）年12月から内閣総理大臣を本部長とする司法制度改革推進本部を設置して推進計画を策定し、それに基づき法律案及び政令案の立案に当たったものであるが、3年経過して同推進本部は解散したものの、同法は存続している。次に、民事司法制度改革を政府を挙げて推進する旨特記したことである。

骨太方針は、政府が当該年度の財政的裏付けを伴って実施すべき重要施策を網羅的に列記するものであるが、この中で、「政府を挙げて民事司法制度改革を推進する」と特記したことは、国として民事司法制度改革の重要性を特に認識したものであり、注目すべきである。

このような背景事情としては、日弁連が2011（平成23）年以来民事司法改革について本部組織を立ち上げ、関連委員会や各弁護士会からの委員を中心にグランドデザインの策定、シンポジウムの開催、経済界、労働、消費者、学識経験者、弁護士など国民各層の代表による「民事司法を利用しやすくする懇談会」の立ち上げ、同懇談会の中間報告書と最終報告書のとりまとめ等に尽力するなど、地道な活動を展開した成果ともいえる。そして、直近では次のとおり、議員連盟等の力強い活動が存在したことに拠る。

2 国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟

国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟（以下、「民司改革議連」という）は自由民主党議員により、2018（平成30）年3月19日設立総会を開催して創設された（会長河村建夫、幹事長柴山昌彦、事務局長三宅伸吾）。民司改革議連内には第1～第4勉強会が設けられた。それぞれの勉強会のテーマは下記のとおりである。

記

第1勉強会（座長：盛山正仁、副座長：藤原崇）…司法アクセスの拡充（講師：菅原郁夫早稲田大学教授、安岡崇元法テラス理事・日本経済新聞社論説委員）

第2勉強会（座長：古川俊治、副座長：井野俊郎）…権利救済の実効化（講師：三木浩一慶應義塾大学大学院法務研究科教授、潮見佳男京都大学副学長・同大学大学院法学研究科教授）

第3勉強会（座長：城内実、副座長：阿達雅志）…国際紛争における日本の司法の役割強化（講師：伊藤眞東京大学名誉教授、荒井寿光元特許庁長官・初代内閣官房知財戦略推進事務局長）

第4勉強会（座長：左藤章、副座長：小林鷹之）…国際紛争における日本の法曹の役割強化（講師：前田博西村あさひ法律事務所パートナー、橋本豪渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー）

これら勉強会が開催された後、総会において中間報告（「グローバル時代にふさわしい民事司法基盤の確

立のために」) がなされ承認された(2018〔平成30〕年5月29日)。この中間報告に基づき民司改革議連は、政府に次の要望を行っている。

「国民や企業が利用しやすく、頼りがいのある司法は品格ある国家として必須の社会インフラである。

このため、訴訟費用や民事法律扶助に関する当事者の経済的負担の軽減策を含む司法アクセスの拡充、権利侵害の公正な実態解明のための手続きの充実及び権利侵害者に利得を残さない損害賠償制度の導入、司法判断の履行確保のための制度整備など権利救済の実効化のための取組み、独占禁止法における課徴金制度と手続保障の整備、仲裁、調停の拠点整備を含む国際仲裁、調停の活性化に向けた基盤整備のための取組みの継続・強化、法教育の推進等を進める。

上記の確実な実現等のため、利用者の視点から継続的に制度評価・検証を含む民事司法改革推進の体制を内閣の下に整備することを含め、推進体制の在り方の検討を政府に強く求めるとともに、我が国法曹の国際競争力強化を含む司法分野の人的・物的基盤の強化を図る。」(同中間報告3~4頁)

3 公明党「民事司法改革に関するプロジェクトチーム」

公明党「民事司法改革に関するプロジェクトチーム」(以下、「民事司法改革PT」という)は2018(平成30)年4月公明党法務部会内に設置された(座長魚住裕一郎、事務局長国重徹)。その後、日弁連、法務省、最高裁とのヒヤリングを経て、同年5月28日公明党として「経済財政運営と改革の基本方針2018等に向けた提言」を策定し、次の要望を政府に対して行っている。

「(6) 民事司法基盤の拡充強化と民事司法改革の推進

総合法律支援の拡充、訴訟費用の低・定額化など経済的な司法アクセス障害の解消、裁判所の非常駐支部の解消や支部の機能拡充などの司法過疎対策を進め、国民に身近で頼りがいのある司法機能を確保するための取組みを推進する。民事・行政訴訟分野を含む司法制度の在り方を検討し、消費者被害や人権侵害被害の適正・迅速な救済を可能にするなど国民が利用しやすい裁判制度の具体的方策を検討するため体制を整備する」(同提言31頁)

4 民事司法制度改革に関する府省庁連絡会議の設置

日弁連や前記民司改革議連等により民事司法改革の取組体制の設置に向けた折衝が行われた結果、2019(令和元)年3月内閣官房に民事司法制度改革に関する府省庁連絡会議が設置され、4月12日を第一回として活動が開始された。同年10月まで、裁判IT化、知財司法、国際仲裁、総合法律支援(法テラス関係)について4回のヒヤリングが行われた。

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における検討状況の概要は次の通りである。

(裁判IT化)

1 裁判IT化の在り方

(1) 国際競争力という観点から見た民事訴訟のIT化における検討の視点、課題及び方策

- 全面オンライン化(書面の提出をオンライン提出に一本化すること)について
- 裁判IT化の迅速な検討について
- IT手続の利用促進策について
- 民事訴訟法132条の10に基づく準備書面等のオンライン提出の先行実施について
- IT化に伴う人的態勢整備について

(2) 民事訴訟のIT化に当たって必要な社会的基盤の整備

- ITリテラシーの低い本人に対するサポートの在り方について

(3) IT化の将来的な方向性とAIによる紛争解決手続へのサポートの可能性

- IT化の将来的な方向性について
 - 判決情報の提供（公開）について
- 2 民事訴訟のIT化と同時に必要な改革（法制面、運用面）

（知財司法）

- 1 二段階訴訟制度の導入について
- 2 損害賠償の見直しについて（懲罰的損害賠償・利益吐き出し請求権）
- 3 アミカスブリーフの導入について
（注）当事者以外の第三者が裁判所に対して意見書を提出して助言を行うこと。
- 4 アトーニーズ・アイズ・オンリーの導入について
（注）営業秘密の開示先を訴訟代理人（弁護士）に限ること。
- 5 敗訴者負担の導入について
（注）訴訟代理人（弁護士）費用を敗訴者の負担とすること。
- 6 知財調停の活用・充実について
- 7 知財高裁の大合議制度の拡大について
（注）現在、特許権、実用新案権、回路配置利用権、プログラムの著作物についての著作権者の権利に限られる知財高裁の大合議制度（5人の裁判官による審理・裁判）の対象を拡大すること。

（国際仲裁、国際化社会における民事司法のその他の課題）

- 1 国際仲裁を活性化するための方策
 - (1) 基盤整備の取組継続の必要性
 - (2) 仲裁関連法整備の必要性
- 2 越境消費者紛争への対応力を強化するための方策
 - (1) 越境消費者紛争の現状と特徴及びその課題
 - (2) 越境消費者紛争を効果的に解決するための対応策
 - 消費者庁、国民生活センター及びCCJの態勢強化について
 - ODRの導入に向けた検討について

（総合法律支援）

- 1 国内民事紛争の国際化等に関する法テラス対応
- 2 外国人の司法アクセスの拡充

なお、政府での民事司法制度改革の府省庁連絡会議の活動が開始されたことに伴い法友会は2019（令和元）年7月6日「利用しやすく期待に応える民事司法を実現するための改革に取り組んでいくための宣言」を総会において決議し、関係機関に同宣言を執行した。